

仕様書

1 品名 水道用次亜塩素酸ナトリウム

2 規格及び品質

(1) 規格 JWWA K 120:2008-2 (水道用次亜塩素酸ナトリウム)の「4.2 品質」の「表1-品質」の特級製品I、または同等以上のものとする。

(2) 品質

浄水または浄水処理過程において、最大注入率で使用したときの浄水中の濃度が「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日付け厚生省令第15号)の第1条第16号別表第1の基準に適合するものとする。(最大注入率は50mg/Lとする。)

3 品質証明

売主は契約後の最初の納入に際して、日本水道協会認証登録品の場合は認証登録証の写し及び品質試験成績書(計量証明事業所の発行するもの)を、認証登録品でない場合は品質試験成績書(計量証明事業所の発行するもの)を提出し、当所の承諾を得なければならない。

4 品質検査

納入毎の品質検査は、製品の品質試験成績書及び当該サンプルによる外観等の確認によるものとする。また、その品質試験成績書が、納入する薬品を試験したものであることが判断できるよう記載するものとする。

なお、契約期間中、当所において適時納入薬品を採取し品質検査を行うことがある。

5 購入予定数量 170,000 キログラム

6 数量検査

納入数量は、計量証明事業所の発行する計量証明書によるものとする。

数量の確認は当所が行う、納入容量と比重から重量を換算する方法によるものとする。

7 納入場所 米沢市笹野町字大森下八 7409-1 置賜広域水道笹野浄水場

8 物品の納入方法

売主は、次に掲げる方法に従い、物品を納入するものとする。

(1) 売主は、当所から物品の発注があったときは、当所が指定する納入日時に前項に掲げる納入場所に納入するものとする。

なお、発注単位は概ね8,000キログラム/回程度とする。

(2) 売主は、売主が所有するポンプ及びホース等を用いて、水道用次亜塩素酸ナトリウム屋内貯蔵槽の受入口から物品を注入するものとする。

(3) 売主は、受入口とホースの接続部分等から物品の漏洩がないようにしなければならない。

(4) 売主は、当所職員の指示に従い物品納入の作業を行うものとする。

9 その他

(1) 売主は契約後速やかに、緊急時の連絡先を提出するものとする。

(2) ここに明記されていない事項又は疑義が生じた場合については、山形県企業管理者と売主が協議のうえ決定するものとする。